

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 外線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）

【 目 的 】

車両・資機材ともに老朽化した中央消防署の中央1号車を更新し、装備の充実強化を図ることを目的とするものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（中央1号車） 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 予定価格 75,772,900円（消費税を含まない）
- 4 落札価格 75,250,000円（消費税を含まない）
- 5 落札率 99.30%
- 6 取得予定価格 82,775,000円（消費税を含む）
- 7 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司（やまきた ただし）
- 8 契約履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- 9 入札指名業者（8者） 小池株式会社（予定価格超過）
株式会社佐藤工業所
ジーエムいちほら工業株式会社
株式会社ナカムラ消防化学 東京営業所（予定価格超過）
長野ポンプ株式会社 東京営業所（予定価格超過）
日本機械工業株式会社 本社営業部（予定価格超過）
温井自動車工業株式会社（予定価格超過）
株式会社モリタ 東京支店
- 10 その他 本契約を締結するため、6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

- ※ 落札率については、落札価格÷予定価格×100（小数点第3位四捨五入）
- ※ 問い合わせ先 消防本部 警防課 警防救助係 TEL 33-0203 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 外線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）

【 目 的 】

車両・資機材ともに老朽化した中央消防署の中央2号車を更新し、装備の充実強化を図ることを目的とするものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車CD-I型（中央2号車） 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 予定価格 51,913,300円（消費税を含まない）
- 4 落札価格 51,500,000円（消費税を含まない）
- 5 落札率 99.20%
- 6 取得予定価格 56,650,000円（消費税を含む）
- 7 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司（やまきた ただし）
- 8 契約履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- 9 入札指名業者（8者） 小池株式会社（予定価格超過）
株式会社佐藤工業所
ジーエムいちほら工業株式会社
株式会社ナカムラ消防化学 東京営業所（予定価格超過）
長野ポンプ株式会社 東京営業所（予定価格超過）
日本機械工業株式会社 本社営業部（予定価格超過）
温井自動車工業株式会社（予定価格超過）
株式会社モリタ 東京支店
- 10 その他 本契約を締結するため、6月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

- ※ 落札率については、落札価格÷予定価格×100（小数点第3位四捨五入）
- ※ 問い合わせ先 消防本部 警防課 警防救助係 TEL 33-0203 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 報告事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線 (TEL) 2600

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市内ごみステーション付近において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 市内ごみステーション付近において発生した事故による損害賠償表

| | 専決処分日 | 損害賠償額 (損害額) | 過失 割合 | 事故概要 |
|---|----------|------------------------|----------|---|
| 1 | 令和6年3月5日 | 345,884円 (345,884円) | 10割 | 令和6年1月25日、太田市東本町のごみステーション付近において、資源ごみの回収用かごが、強風により国道407号を走行している相手方が所有する自動車に衝突し、その右側前方を損傷させたことにより、相手方に損害を与えたものです。 |
| 2 | 令和6年3月5日 | 136,576円 (136,576円) | 10割 | 令和6年1月25日、太田市浜町のごみステーション付近において、資源ごみの回収用かごが、強風により近隣の駐車場に飛ばされ、相手方が所有する自動車に衝突し、その左側面を損傷させたことにより、相手方に損害を与えたものです。 |

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 市民総合賠償補償保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年5月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】 問合せ先 産業環境部 清掃事業課 リサイクル推進係 TEL 31-8153

【部長手持ち資料】

1. 実施事業

(1) カテゴリー分け

市民への伝わりやすさを考慮し、各事業について、次の項目を付加しています。

- ・ **開催種別** 新規開催、例年開催、その他
- ・ **ジャンル** 音楽、スポーツ、アート、歴史、健康、イベント・まつり、交流、地域
- ・ **対象** すべて、大人、子ども、その他
- ・ **料金** 有料、無料
- ・ **周年事業としての+α要素** 有、無（別紙では内容を省略しています）

(2) 関係課

21課

(3) 今後予算化が必要な事業

本日、机上配布した資料は、予算根拠が無いため取扱い注意をお願いいたします。

2. ロゴマーク

- ・ 4月24日（水）にキャビネットにて公開済みです。
- ・ えんじ色を現在制作中です。

4 その他

試験申込方法については、従来の書面申込ではなく、ロゴフォームを利用したインターネット申込とします。

【備考】

問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線2232 47-1810ダイヤル

- 内容 【 3.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会協議会后 】

総務部長 氏名 瀬古茂雄 内線2300

【 表 題 】

令和6年度分個人住民税の定額減税及び定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付（調整給付）について

【 目 的 】

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための国が進める経済対策の一環として、令和6年度分個人住民税の定額減税及び定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる納税者を対象に調整給付を行うものです。

【 概 要 】

1 令和6年度分個人住民税の定額減税

(1) 定額減税対象者

前年の個人住民税に係る合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

(2) 減税額

本人、配偶者を含む扶養親族一人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する方に限る。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況による。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税とする。

(3) 定額減税の実施方法

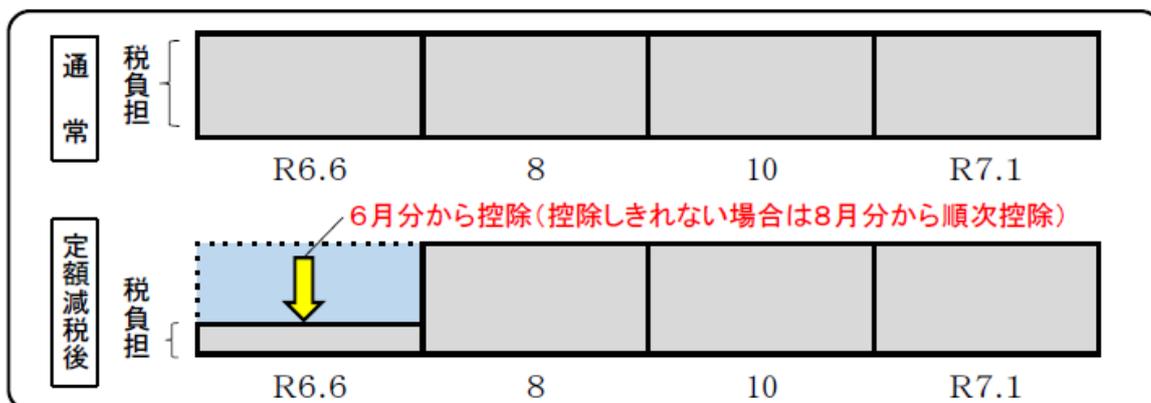
① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



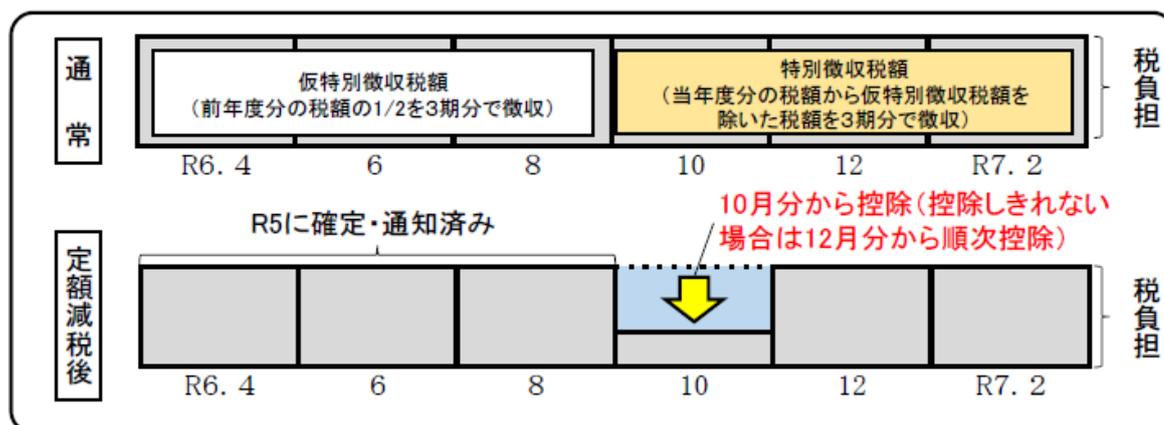
② 普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※特別控除による個人住民税の減収額は、全額国庫（地方特例交付金）で補填されます。

2 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付（調整給付）

(1) 支給対象者（約4万3千人）

令和6年個人住民税納税義務者のうち、定額減税可能額※が「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

※定額減税可能額

- ・ 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数（納税者本人 + 扶養親族数）
- ・ 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数（納税者本人 + 扶養親族数）

(2) 給付額 (総額約19億円)

下記①+②の合算額 (合算額を1万円単位に切り上げる)

①所得税分減税可能額－令和6年分推計所得税額

②個人住民税所得割分減税可能額－令和6年分個人住民税所得割額

例) 扶養親族なしのケース

①【所得税】定額減税可能額(30,000円)－税額(1,000円)＝29,000円

②【住民税】定額減税可能額(10,000円)－税額(4,500円)＝5,500円

①+②＝34,500円 1万円単位で切り上げ＝40,000円(給付額)

(3) 事務処理基準日 (課税台帳情報抽出の目安)

令和6年6月3日(月) (予定)

(4) 申請方法

①書面申請

対象者宛に市から確認書を発送。確認書に必要事項を記入のうえ返信。

※確認書の発送時期：令和6年7月中旬以降(予定)

②オンライン申請

マイナンバーカードを活用し、スマートフォンやパソコン等から申請。

※書面申請と比べて迅速な給付が見込まれる。

(5) 申請期間

①書面申請

令和6年7月中旬～10月末(予定)

②オンライン申請

令和6年7月上旬～10月末(予定)

(6) 給付時期 申請受付後、順次給付(7月中旬以降を予定)

(7) 財 源 全額国庫負担(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

(8) 周知方法 7月1日号広報おた及びホームページ、公式LINE等で周知予定

(9) その他

・本給付は令和5年所得を基に算出した「令和6年分推計所得税額」に基づき給付額を算出して行うため、令和6年所得が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合には、令和7年以降に不足額の給付を行う予定です。

・調整給付に係るコールセンターを5月13日より開設する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 市民税2係 内線2357 ダイヤル47-1818
総務課 総務係 内線2311 ダイヤル47-1815

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

地域振興部長 氏名 青木 繁幸 内線3500



- 【 表 題 】 令和6年度予算のあらまし地区懇談会の概要について
- 【 目 的 】 令和6年度予算の概要について市民に説明し理解を得るとともに、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市長と市民との自由対話の機会を設けた地区懇談会を14会場において開催しましたので、その概要をまとめ、報告するものです。
- 【 概 要 】 総務部長より新年度予算についての概要説明、市長からの市政運営に対する考え方を述べた後、参加された市民との質疑応答を行ったものです。
 - ・ 開催日程：3月16日（土）から3月28日（木）まで10日間
 - ・ 参加者数：1, 330人 14会場
 - ・ 質疑応答件数：98件

■会場別参加人数

| 会 場 | 参加人数 | 発言者数 (人) | 質疑応答件数 (件) |
|------------|-------|-------------|---------------|
| 太田行政センター | 119 | 6 | 9 |
| 九合行政センター | 138 | 2 | 5 |
| 沢野行政センター | 77 | 8 | 11 |
| 葦川行政センター | 128 | 6 | 9 |
| 鳥之郷行政センター | 83 | 5 | 6 |
| 強戸行政センター | 70 | 1 | 2 |
| 休泊行政センター | 62 | 1 | 2 |
| 宝泉行政センター | 112 | 6 | 8 |
| 毛里田行政センター | 69 | 2 | 4 |
| 尾島生涯学習センター | 99 | 4 | 6 |
| 木崎行政センター | 110 | 11 | 11 |
| 生品行政センター | 84 | 6 | 9 |
| 綿打行政センター | 111 | 5 | 8 |
| 藪塚本町中央公民館 | 68 | 5 | 8 |
| 合 計 | 1,330 | 68 | 98 |

■分野別質問事項

| 分 野 | 件数 |
|----------|----|
| ゴミ・生活環境 | 14 |
| 職員・人事・行政 | 4 |
| 教育・文化 | 15 |
| 交通・防災防犯 | 16 |
| 建築・土木 | 8 |
| 予算・税・財政 | 5 |
| 土地・区画整理 | 6 |
| 産業 | 4 |
| 福祉・医療 | 3 |
| 議会 | 1 |
| 市有施設 | 22 |
| 合 計 | 98 |

【 備 考 】

* 問い合わせ先 地域振興部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3611, 3612

47-1923 ダイヤルイン

- 内容 【 3. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

第5次太田市障がい者福祉計画・第7期太田市障がい福祉計画・第3期太田市障がい児福祉計画の策定について

【 目 的 】

第4次太田市障がい者福祉計画、第6期太田市障がい福祉計画及び第2期太田市障がい児福祉計画が令和5年度をもって計画期間が終了しました。市民アンケートや太田市障がい者支援協議会等の意見を聴取し、結果等を踏まえて上記計画の見直しを行いました。また、社会や地域の変化に柔軟に対応し、本市の障がい者福祉施策のさらなる充実と深化を図ることを目的として、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、以下の3つの計画を一体的に策定したものです。

【 概 要 】

○計画期間

- ・第5次太田市障がい者福祉計画 令和6年度～令和11年度
- ・第7期太田市障がい福祉計画 令和6年度～令和8年度
- ・第3期太田市障がい児福祉計画 令和6年度～令和8年度

○計画の基本理念・基本方針

基本理念：「すべての人にやさしいまち～おおた～」

- 基本方針：（1）障がい者の自主性を尊重し、社会参加を進めるまちづくり
- （2）ともに学び働き、生きがいを感じるまちづくり
- （3）障がい者が豊かに生活できるまちづくり

○発行部数 100部

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 管理給付係 内線 2512

●内 容 【 3.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

令和5年度「社会福祉法人に対する一般監査」及び「介護サービス事業者に対する運営指導の実施結果の概要について

【 目 的 】

社会福祉法人に対する一般監査（根拠：社会福祉法第56条第1項）及び介護サービス事業者に対する運営指導（根拠：介護保険法第23条）について、令和5年度における実施結果の概要を報告するものです。

【 概 要 】

- 1 か所当たり原則3年に1回の頻度で、事業所等に赴いて実施。指摘区分は次の2段階。
- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反で、改善報告を要するもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の軽微な違反、又は上記の文書指摘に該当しない違反

1 社会福祉法人に対する一般監査の結果（実施数・指摘数）

小数点第二位以下四捨五入

| 年度 | 対象数 *年度末現在 | 実施数 | 文書指摘数 (法人あたり平均) | 口頭指摘数 (法人あたり平均) | 合計 (法人あたり平均) |
|---------------|---------------|------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 令和5年度 | 51法人 | 15法人 | 32件 (2.1件) | 86件 (5.7件) | 118件 (7.9件) |
| 〈参考〉 令和4年度 | 51法人 | 25法人 | 60件 (2.4件) | 138件 (5.5件) | 198件 (7.9件) |

(※令和4年度の実施数が多いのは、令和2、3年度に実施を見送った法人を含めて監査を実施したため。)

2 介護サービス事業者に対する運営指導の結果（実施数・指摘数）

(1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

小数点第二位以下四捨五入

| 年度 | 対象数 *年度末現在 | 実施数 | 文書指摘数 (事業者あたり平均) | 口頭指摘数 (事業者あたり平均) | 合計 (事業者あたり平均) |
|---------------|---------------|-------|---------------------|---------------------|------------------|
| 令和5年度 | 93事業者 | 31事業者 | 23件 (0.7件) | 69件 (2.2件) | 92件 (3.0件) |
| 〈参考〉 令和4年度 | 88事業者 | 28事業者 | 24件 (0.9件) | 65件 (2.3件) | 89件 (3.2件) |

(2) 指定居宅介護支援事業者

小数点第二位以下四捨五入

| 年度 | 対象数 *年度末現在 | 実施数 | 文書指摘数 (事業者あたり平均) | 口頭指摘数 (事業者あたり平均) | 合計 (事業者あたり平均) |
|---------------|---------------|-------|---------------------|---------------------|------------------|
| 令和5年度 | 65事業者 | 21事業者 | 14件 (0.7件) | 23件 (1.1件) | 37件 (1.8件) |
| 〈参考〉 令和4年度 | 64事業者 | 23事業者 | 29件 (1.3件) | 22件 (1.0件) | 51件 (2.2件) |

【 備 考 】 問い合わせ先 福祉子ども部 社会福祉法人監査室 監査指導係
内線2531 47-3363 (ダイヤル)

- 内容 【 3. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 3. その他（令和6年4月1日） 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

1 か月児健康診査支援事業について

【 目 的 】

疾病および異常を早期発見し、養育者への育児に関する助言を確実にを行うために、これまで自費で受診していた1か月児健康診査の費用を助成し、乳児の健康の保持増進を図るものです。

【 概 要 】

- 1 対象者 ①令和6年4月1日以降に出生し、受診日において太田市に住民登録がある児
②生後27日から6週未満の児
- 2 実施方法 産科医療機関における個別健康診査
- 3 実施回数 児1人につき1回
- 4 公費負担額 上限4,000円
公費負担額を超えた額は、自己負担
財源は、母子保健医療対策総合支援事業補助金（国1/2、市1/2）
- 5 健診内容 ① 問診
② 身体発育状況・栄養状態・疾病及び異常の有無の確認
③ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
④ ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
⑤ 育児上問題となる事項の確認及び必要に応じて指導
- 6 実施期日 令和6年4月1日
- 7 周知方法 妊娠届出時、市ホームページへの掲載、公式ラインにて周知

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 母子保健係 外線46-5115

- 内容 【 3. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 3400



【 表 題 】

太田市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について

【 目 的 】

被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とするものです。

【 概 要 】

- 1 計画期間
令和6年度から令和11年度までの6年間

2 計画の基本目標

【第3期データヘルス計画】

基本目標

健康寿命（平均自立期間（開始時：男性79.6歳・女性83.2歳））の延伸

【第4期特定健康診査等実施計画】

基本目標

特定健診受診率 50%

特定保健指導実施率 12%

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825

- 内容 【 3. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (3400)



【 表 題 】

太田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

【 目 的 】

高齢者を対象とした施策を、総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために、令和6年度から令和8年度の3年度を1期として計画を策定したものです。

【 概 要 】

1. 計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間
2. 計画の基本理念・基本目標
 - 基本理念 「めざそうよ、健康長寿の生き生き おおた」
高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。
 - 基本目標 ①一人ひとりの健康づくりの推進
②高齢者の能力発揮への支援
③一人ひとりの生活の質の向上
④介護サービスの拡充
3. 発行部数 500部

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護サービス係 内線2553 47-1939が イルソ

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

令和5年度太田市空家除却補助事業及び太田市住宅リフォーム支援事業の完了報告について

【 目 的 】

空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の活性化を図る事を目的とする「空家除却補助事業」及び市民の居住環境の向上と市内の経済活性化を図る事を目的とする「住宅リフォーム支援事業」の令和5年度事業が完了したので報告するものです。

【 概 要 】

1. 空家除却補助事業

| | |
|---------|-------------|
| 補 助 件 数 | 102件 |
| 補助交付金額 | 47,910,000円 |

2. 住宅リフォーム支援事業

| | |
|---------|-------------|
| 補 助 件 数 | 563件 |
| 補助交付金額 | 99,099,000円 |

【 備 考 】

- * 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係 内線2823 47-1843 タイヤン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

エアリススケートパーク太田のオープニングイベント開催について

【 目 的 】

エアリススケートパーク太田のオープンを記念して、関係者やゲストスケーターの方々をお招きし、広く市内外に周知することで、ストリートスポーツ人口の創出やスケートパーク周辺の更なる賑わいの創出を目的にイベントを開催するものです。

【 概 要 】

- 1 日 時 令和6年6月23日（日） 午前11時～
- 2 会 場 エアリススケートパーク太田
- 3 内 容 ○セレモニー及びテープカット
○イベント
 - ・デモンストレーション
 - ・初心者体験教室
 - ・ミニコンテスト
 - ・フリーセッション
 - ・大抽選会
- 4 出席予定者
市長、副市長、市議会議員、地元区長、請負業者、
太田市スポーツ協会、太田ストリートスポーツ協会
(イベントには誰でも無料で参加できます)

【 備 考 】

- * 問い合わせ先
都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320 ダイヤル

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

議会事務局 氏名 長谷川 晋一 (TEL) 2100



【 表 題 】

太田市行政に係る基本計画の議会への報告について

【 目 的 】

太田市行政に係る基本計画について、計画策定の経緯、趣旨、内容及び位置付け等について、各議員の理解を深めるとともに、計画の推進にあたり、議会と執行機関が一体となって取り組むことを目的に、次のとおり報告をお願いするものです。

【 概 要 】

- 1 対 象 第2次太田市総合計画の附属資料「分野別個別計画一覧」に記載の計画及びこれに準ずる計画
- 2 実施概要 各種計画について、現在は計画策定後に所管の委員会協議会にて報告を受けていますが、当該年度内に策定又は変更に着手する予定の計画について、年度当初の委員会協議会において報告していただくものです。
- 3 その他 令和6年度に策定又は変更予定の計画より対象とさせていただきます。

* 問い合わせ先 議会事務局 議会総務課 議事係 内線2126 47-1914 ダイヤル